

第3節 廃棄物の適正な処理の推進【循環社会推進課】

1 不法投棄防止に向けたパトロール・監視強化

(1) 廃棄物処理法の周知

廃棄物の適正処理を確保するため、廃棄物処理法では、産業廃棄物委託基準^{*1}や産業廃棄物管理票(マニフェスト)^{*2}制度などが定められています。県では、不適正処理事案を発生させないよう事業

者や産業廃棄物処理業者に対する講習会を開催し、同法の多岐にわたる改正内容について周知徹底を図っています。

表3-3-1 廃棄物処理法の近年の改正状況

平成18年改正	無害化処理認定制度の創設、石綿含有廃棄物処理基準の創設、石綿含有産業廃棄物等の溶融施設の許可対象施設への追加など。	平成22年改正	排出事業者の適正処理確保のための対策の強化、廃棄物処理施設維持管理対策の強化、廃棄物処理業の優良化の推進、排出抑制の徹底、適正な循環の利用の確保、焼却時の熱利用の促進、収集運搬業の許可の合理化など。
平成19年改正	産業廃棄物である「木くず」の範囲の変更など。	平成29年改正	許可を取り消された者等に対する措置の強化、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に対する電子マニフェストの使用義務化、有害使用済み機器の保管等にかかる届出等の義務化など。
平成21年改正	無害化処理に係る特例の対象に微量PCB汚染廃電気機器等の追加、PCB廃棄物の焼却施設の維持管理基準の追加など。	令和元年改正	成年被後見人等に係る欠格条項の見直しなど。

(2) 不法投棄対策の推進

不法投棄対策としては、「福井県廃棄物不法投棄等対策要領」(平成3年策定)や「産業廃棄物処理業者等監視指導マニュアル」(平成12年策定)に基づき、各健康福祉センターにおいて不法投棄の重点監視地域を定め、県職員が休日を含めて実施している監視パトロールに、民間委託の監視パトロールを加えたパトロール体制で、年間を通じて監視を実施しています。そのほか、不法投棄110番の設置により広く県民から情報提供を受けたり、県が依頼している不法投棄等連絡員からの情報の提供を受けたりするなどして、不法投棄等の未然防止と早期発見に努めています。

さらに、広域・悪質化する不適正事案に迅速かつ的確に対応するため、平成15年度には、警察本部からの出向職員を増員し、監視・指導グループを設置したほか、市町職員を県職員に併任し、産業廃棄物に係る立入検査権限を付与するとともに、県の土木事務所職員や農林総合事務所職員等にも立入検査権限を付与し、監視体制の強化を図っています。

また、一般社団法人福井県産業資源循環協会が平成8年に設置した「産業廃棄物適正処理指導員」や市町等の各種関係団体と連携した重点監視地域への合同パトロールや、県警ヘリコプターによるスカイパトロールなど広域的なパトロールを実施し、不法投棄の撲滅に努めています。

また、隣接県との共同取組みとして、県境を走行する産業廃棄物運搬車両の合同路上検査を実施し、廃棄物の適正処理について指導・啓発を行っています。

健康福祉センター、土木事務所、農林総合事務所、市町、警察署、森林組合、内水面漁業協同組合等から組織される「廃棄物不法処理防止連絡協議会」を福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭の6ブロック別に設置し、地域ごとに監視体制の強化を図っています。

^{*1}産業廃棄物委託基準：排出事業者は、産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、法令に定められた委託基準に従わなければなりません。
^{*2}産業廃棄物管理票(マニフェスト)：排出事業者は、産業廃棄物の収集運搬または処分を他人に委託する場合には、必要事項を記載した産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。この産業廃棄物管理票制度とは、産業廃棄物の処理の工程(収集運搬、中間処理等)ごとに終了の報告を受けていくことで、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを排出事業者が確認する制度であり、排出事業者は最終処分の終了を確認するまで、自らが排出した産業廃棄物についてその処理の責任を負うことになります。

◆第2部 分野別施策の実施状況

平成21年度からは、不法投棄防止体制強化のための監視カメラの運用を開始し、県内の不法投棄多発場所等に設置しています。

表3-3-2 令和6年中の廃棄物処理法違反の検挙状況
【福井県警察本部生活環境課調べ】

区分	検挙件数	検挙人員
不法投棄	32	32
野外焼却	14	14
その他	0	0
計	46	46



監視カメラの設置



合同路上検査

不法投棄、野外焼却を見かけたら・・・

【不法投棄110番】

ゼロごみはよい
電話 0776-20-0584

(3) 普及啓発事業の実施

廃棄物の不法投棄や野外焼却を未然に防止する意識を高めるため、12月を「不法投棄等防止啓発強調月間」と定め、各種啓発活動を行っています。

令和7年度は、次の事業を実施しました。

- ① 新聞、ラジオ、ケーブルテレビ、市町の広報誌による啓発
- ② 電光掲示板による啓発、啓発パネルの展示、パンフレットの配布
- ③ 事業所への立入検査、パトロールの実施

(4) 敦賀市民間最終処分場抜本対策事業の推進

昭和62年、キンキクリーンセンター株式会社が敦賀市椋曲地係に設置した廃棄物の管理型最終処分場については、無許可による違法増設が判明したことから、平成12年に施設の使用停止を指導しました。

また、生活環境保全上の支障を除去するため、平成14年から行政代執行に着手しています。

県では「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の実施計画に基づき、水注入等による浄化促進対策や水処理等の維持管理を行ってきました。同法は令和4年度末で失効しましたが、令和5年度以降も水処理等の維持管理を継続しており、早期の事業完了を目指します。

※抜本対策事業の取組み状況は、循環社会推進課のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/tsuruga-shisyoyujyokyo-top.html>

2 優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及と啓発

(1) 安全で信頼性のある廃棄物処理施設の確保

「福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱」において、廃棄物処理施設設置等許可の事前審査手続きと生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るため独自に構造・維持管理基準を定め、施設設置等許可の事前審査を行っています。

また、「産業廃棄物処理業者等監視指導マニュアル」に基づき、最終処分場等の立入検査回数を増やすなど施設への監視指導を強化しており、今後とも、処理施設の安全性と信頼性を確保し、県民の生活環境の保全を図っていきます。

(2) 優良な処理業者の育成

平成23年の廃棄物処理法改正により、遵法性や事業の透明性、環境配慮の取組みなど、一定の基準を満たした処理業者を認定する「優良産業廃棄物処理業者認定制度」が創設されました。当該制度は、優良基準に適合し、認定を受けた処理業者（以下「優良認定処理業者」という。）について、処理業更新期間の延長等の特例^{*1}を付与するとともに、排出事業者が優良な処理業者を選定しやすい環境を整備することで、産業廃棄物の適正処理の推進を図ることを目的としています。

本県では、150社が優良認定処理業者となっています（令和7年3月末日現在）。

(3) 廃棄物処理施設見学会

廃棄物処理施設の重要性に対する地域住民の理解促進を図るため、施設見学会を実施しています。

令和7年度は、丹南コース（太陽光パネルの選別・破砕、破砕物の固形燃料化を見学）と福井コース（廃プラスチックの再生利用、廃棄物の焼却処理や最終処分を見学）という2つのコースで開催し、合計49名の参加がありました。



優良産廃処理業者認定制度チラシ

「廃棄物処理施設見学バスツアー」のお知らせ

～ 普段見ることができない現場を見学できます！ ～ 参加費 無料

廃棄物処理施設は地域社会の経済活動に欠かせない重要な施設です。実際に見て、聞いて、廃棄物の適切な処理やサイクルの大切さについて考えてみましょう。

【丹南コース】（定員：40名）	【福井コース】（定員：40名）
10月14日（火）雨天決行 廃太陽光パネルの選別・破砕の工程を見学 破砕物を固形燃料化する工程を見学	10月20日（月）雨天決行 廃プラスチック再生工程（ヘレット化）を見学 廃棄物の焼却処理や最終処分の工程を見学
13:50 ハビライン鯖江駅 出発	13:30 福井県庁 出発
14:10 株式会社エニエル（鯖江市内）	14:00 福井環境事業所（福井市二日市）
15:50 株式会社環境保全（越前市内）	15:30 株式会社環境サービス（福井市白鳥）
17:30 ハビライン鯖江駅 到着 解散	17:45 福井県庁 到着 解散

【参加対象】：福井県内に在住の方
 【申込締切】：9月30日（火）
 （※ 先着順とし、定員に達した時点で受付は終了となります。）
 【申込方法】 ①フォーム：申込み人数が4人以下の場合は、QRコードからアクセスし、お申込み願います。
 ②申込書：ホームページ掲載の申込書をご記入の上、【問合せ先・お申込み先】に記載のFAX番号またはメールアドレスまで送付願います。
 （※ 4人を超える複数人数での申込みをされる際にご利用願います。）
 【注意事項】：詳しくご案内については、後日、申込み代表者の方に原則としてメールによりお知らせします。けが防止のため動きやすい服装・靴でご参加をお願いします（サンダルやヒールは不可）。申込みにかかる個人情報については、保険加入など本事業の目的外に使用しません。ハビライン鯖江駅付近には無料の駐車場はありませんので留意ください。

【問合せ先・お申込み先】 福井県エネルギー環境部 循環社会推進課 廃棄物対策グループ
 TEL 0776-20-0382 / FAX 0776-20-0679 / es_junkan@pref.fukui.lg.jp
 詳細はこちら。申込書もダウンロードできます。 → [福井県 廃棄物 バスツアー](#)

産業廃棄物施設見学会募集チラシ

分野別施策の実施状況

循環型社会の推進

^{*1} 処理業更新期間の延長等の特例：産業廃棄物処理業の許可更新時において一定の基準を満たした処理業者に対し、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年に延長する等の特例措置が設けられています。